

高額療養費の支給申請が簡単になります！！

岩国市国民健康保険の高額療養費の申請については、これまで該当月ごとに申請書の提出と領収書の確認が必要でしたが、令和3年10月診療分から簡素化申請書を提出することにより、翌月からは再び申請をすることなく、高額療養費を受け取ることができます。また、この申請書に領収書の添付は不要となります。

○対象

1 令和3年10月診療分以降

令和3年9月診療分以前は、従来どおり、該当月ごとの申請書の提出と領収書の添付が必要です。（簡素化できません。）

2 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納がない世帯

滞納がある場合、従来どおり、該当月ごとの申請書の提出と領収書の添付が必要です。（簡素化できません。）

○手続きに必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・世帯主の通帳
- ・世帯主および被保険者全員のマイナンバーカード等のマイナンバーがわかるもの

○その他

- ・高額療養費の自動振込は、診療月から4か月以降になります。
- ・世帯主や被保険者記号・番号が変更になったときは、自動振込が停止されます。
- ・被保険者に変更があったときは、変更後の全ての被保険者を高額療養費の支給対象とします。
- ・国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料が滞納となったときは、自動振込が停止されます。（滞納が解消された場合は再度簡素化申請書の提出が必要です。）
- ・交通事故等、加害者に責任のある事故による傷病のときは、被害届を市に提出してください。（示談前に市に連絡してください。）
- ・所得税の確定申告で医療費控除をする場合は、領収書を保管してください。

<提出先・お問い合わせ先>

〒740-8585 岩国市今津町1-14-51

岩国市役所 保険年金課 給付班

1階12番窓口 TEL0827-29-5083

各総合支所、支所または出張所（周東地域内の出張所をのぞく）